

遺産整理業務報酬 [1/2]

① 概要

本契約締結時	着手金 70,000 円 + 消費税 預り金 50,000 円
中間清算（相続人調査終了時）	下記報酬表 4. 5 の方法で算出した報酬 + 実費の合計 （但し、上記預り金を充当しその差額を清算する）
最終清算時	下記報酬表による

② 預貯金、証券会社等の解約手続

原則	各金融機関・証券会社1箇所につき 資産残高の1%が3万円に満たない 場合	全金融機関・証券会社の解約をし、 左記の計算方法で報酬を算定しても、 5万円に満たない場合
各金融機関・証券会社1箇所につき 資産残高の1%を報酬とする。	1金融機関あたり 3万円を報酬とする。	預貯金・証券口座の解約手続の報酬 は、5万円とする。

③ 不動産の名義変更の手続

(1) 報酬

(表示金額は全て税別です。)

所有権移転手続 1 件につき (※)

不動産の固定資産評価額の合計	基本報酬額	物件個数加算
～ 500 万円以下	28,340 円	不動産が1つ増えるごとに500円を加算する
500 万円超～ 1000 万円以下	31,250 円	不動産が1つ増えるごとに500円を加算する
1000 万円超～ 2000 万円以下	34,060 円	不動産が1つ増えるごとに500円を加算する
2000 万円超～ 3000 万円以下	36,870 円	不動産が1つ増えるごとに500円を加算する
3000 万円超～ 4000 万円以下	39,680 円	不動産が1つ増えるごとに500円を加算する
4000 万円超～ 5000 万円以下	42,490 円	不動産が1つ増えるごとに500円を加算する
5000 万円超～ 1 億円	基本報酬 45,300 円に1000 万円までごとに2,810 円づ つ加算する	不動産が1つ増えるごとに500円を加算する
1 億円を超える場合	基本報酬 58,670 円に1000 万円までごとに2,130 円づ つ加算する	不動産が1つ増えるごとに500円を加算する

(※) 司法書士の報酬は登記手続 1 件について基本報酬が発生しますので、例えば相続人が複数名いてそれぞれの相続人が別々の不動産を取得する場合所有権移転手続が複数になります。その場合、所有権移転手続ごと
に上記基本報酬 + 物件個数加算 = 司法書士報酬が発生します。

(2) 登録免許税などの実費（報酬ではありません。自分で手続きしても係る費用です。）

① 登録免許税の算定方法

固定資産評価額（1,000 円未満切捨て）×0.4% = 登録免許税

4 戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍、住民票、除票、固定資産評価証明書などの取得費用

	戸籍謄本等、評価証明書取得報酬		
内訳	1 役所 1 請求あたり	同時に2請求以上する場合の追加料金	実費（戸籍 1 通あたりの料金）
金額	2 千円	左記に1通あたり1千円を加算する。	450 円～ 750 円

5 相続関係書類作成

遺産分割協議書、相続関係説明図、相続分譲渡証明書などの作成費用

1 書面あたり 5,000 円（但し、相続関係が数次に及ぶ場合、《発生した相続の数》×5,000 円を相続関係説明図及び遺産分割協議書作成の報酬とする）

6 登記事項証明書取得費用

1 通 500 円 + 印紙代（1 通 500 円）

なお、この表にない手続きをする場合、当法人の別に定める報酬表により手続報酬の算定を行います。